

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第124条第2項	個人施行者の施行認可取消等	市街地整備課

- 1 処分基準は、土地区画整理法第124条第1項及び第2項に基づくものとする。